

## 鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号。以下「規則」という。）及び鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、特殊詐欺被害防止機器を購入し、又は設置する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、高齢者の特殊詐欺による被害を未然に防止することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 交付申請日において市内に居住し、鈴鹿市住民基本台帳に記録されている者
- (2) 交付申請日において、満65歳以上の者
- (3) 市税の滞納がない者

(交付対象機器)

第4条 補助金の交付対象となる特殊詐欺被害防止機器（以下「交付対象機器」という。）は、交付対象者自らが居住する住宅に設置する機器であって、電話による特殊詐欺の被害を未然に防止するための機能を有するものであり、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する固定電話機又は既設の固定電話機に接続して当該機能を発揮するものとする。

(交付対象経費)

第5条 交付対象経費は、次に掲げる金額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額とする。

- (1) 交付対象機器の購入に要した費用
- (2) 交付対象機器の設置に直接要する経費。ただし、交付対象機器に付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除くものとする。

2 交付対象経費は、1世帯に当たり交付対象機器1台に限り認められるものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費に2分の1の補助率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、その額が5,000円を超える場合は、5,000円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証その他の年齢が確認できる書類の写し
- (2) 製造事業者又は販売事業者が発行する保証書、カタログ等(交付対象機器の機能、型番号等が記載されているもの)の写し
- (3) 購入し、及び設置した交付対象機器の領収書等(購入日、支払金額、金額の内訳、購入品名、販売事業者が記載されているもの)の写し
- (4) 市税の完納を証する納税証明書(完納証明。申請日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該交付の決定の内容を当該交付の申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該不交付の決定の内容及びその理由を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定する場合において、申請者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定める耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な申請者の注意をもって管理するとともに、適正に使用しなければならない。

2 前項第1号の規定は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には適用しない。

(1) 天災その他避けることができない事故等、申請者の自己の責に帰すべき事由以外で本事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分するとき。

(2) 申請者が介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する施設へ入所し、又は死亡するなど、本事業により取得し、又は効用の増加した財産を使用しなくなるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が承認したとき。

（実績の報告）

第10条 規則第13条の規定による実績の報告は、第7条に規定する交付の申請をもってこれに替えるものとする。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（要領の失効）

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鈴鹿市長 様

申請者 住 所 鈴鹿市 \_\_\_\_\_  
ふりがな \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳 ) \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付要領第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

特殊詐欺被害防止機器の 名称(型番)	
購入年月日	年 月 日
特殊詐欺被害防止機器の 購入及び設置に要した費用 (消費税及び地方消費税を除く)	円
補助金交付申請額	円

(注)補助金交付申請額は、特殊詐欺被害防止機器の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税を除く)の2分の1の額(100円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、5,000円を上限とする。

補助金は次の口座に振り込み願います。

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 ( )	本店 支店 ( )	預金 種別	普通・当座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人 ※申請者名義に限る		

(添付書類)

- 1 運転免許証その他の年齢が確認できる書類の写し
- 2 製造事業者又は販売事業者が発行する保証書、カタログ等(交付対象機器の機能、型番等が記載されているもの)の写し
- 3 購入及び設置した対象機器の領収書等(購入日、支払金額、金額の内訳、購入品名、販売業者が記載されているもの)の写し
- 4 市税の完納を証する納税証明書(完納証明。申請日前3か月以内に発行されたものに限る)
- 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※ 裏面の誓約書も記入してください。

誓約書

◆誓約事項

私は、次の事項について誓約します。

- 1 転売を目的とした特殊詐欺被害防止機器の購入ではありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 設置した特殊詐欺被害防止機器は、あくまでも特殊詐欺被害を予防する補助する装置であり、必ず防止するというものではないことを理解し、使用者の責任において使用します。
- 4 特殊詐欺被害防止機器の設置後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 5 誓約事項に虚偽があったことが判明した場合や、不正な手段によって補助金の交付を受けたことが判明した場合は、市に対して補助金を返還します。
- 6 この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が鈴鹿警察署等捜査機関へ確認することについて了承します。
- 7 この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳を確認することについて了承します。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

様式第2号(第8条関係)

鈴交第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付要領第8条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

様式第3号(第8条関係)

鈴交第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記の理由により不交付とすることを決定したので、鈴鹿市特殊詐欺被害防止機器設置費補助金交付要領第8条の規定により通知します。

記

理由